

**藤井寺市新型コロナウイルス感染症
対策対応検証報告書**

令和8年3月

目次

1.はじめに.....	2
2.新型コロナウイルス感染状況の推移.....	2
3.大阪府・藤井寺市の保健・医療分野の主な対策.....	4
4.各波における国・府の動向及び藤井寺市の主な取組.....	5
5.藤井寺市新型コロナウイルス対策本部会議について.....	14
6.医療提供体制の確保.....	20
7.保健衛生の取組及び評価.....	23
8.高齢者施設の取組及び評価.....	30
9.障害者への取組及び評価.....	32
10.次の大規模感染症に備えての教訓と課題.....	35

(参考資料) 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金活用事業効果検証

1. はじめに

令和元年（2020年）12月に中国で原因不明の肺炎が報告されて以降、新型コロナウイルスによる感染症は世界中に広がり、全世界規模での大流行（パンデミック）状態となった。

新型コロナウイルス感染症は、感染しても症状が出にくく、多くの人が軽症あるいは無症状で軽快する一方で、一部は重症化し、生命の危険にも晒されるという特徴があり、変異を繰り返すウイルスに対し、市民の命と安全な暮らしを守るため、藤井寺市は各種団体と連携しながら状況に応じた対策を講じてきた。しかしながら、今回の感染症に対する事前準備は十分とは言えず、状況が刻々と変化する中で、決定・実行してきた対策に対し、評価と課題の抽出が必要である。

今回の検証にあたっては、それぞれの流行期間においての、保健・医療分野においての課題や問題点等を振り返るとともに、各関係機関にも意見を聴取した。

今後も日々変化する状況を見極めながら、どのような状況でも市民の生命と安全を守るための施策を実施し、検証報告での教訓を踏まえ、今後の新興感染症への備えを進めていくものである。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため藤井寺市が取り組んだ「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金活用事業」についての検証は実施済であるため、市ホームページを参照されたい。報告書の巻末に参考資料として概要を掲載する。

最後に、新型コロナへの対応に多大なるご協力を頂いた関係団体の皆様、医療機関、医療従事者の皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

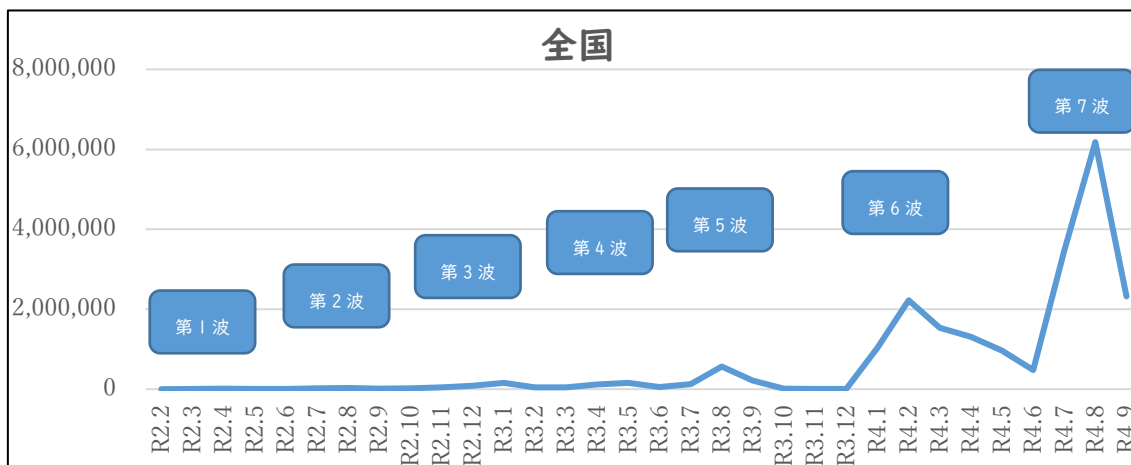
2. 新型コロナウイルス感染状況の推移

令和2年（2020年）1月、国内で初めて感染者が確認されて以降、数度にわたる感染拡大の波が見られた。本市も例外ではなく、国内と大阪府内、藤井寺市の感染状況は連動するように感染拡大がみられた。（表1参照）

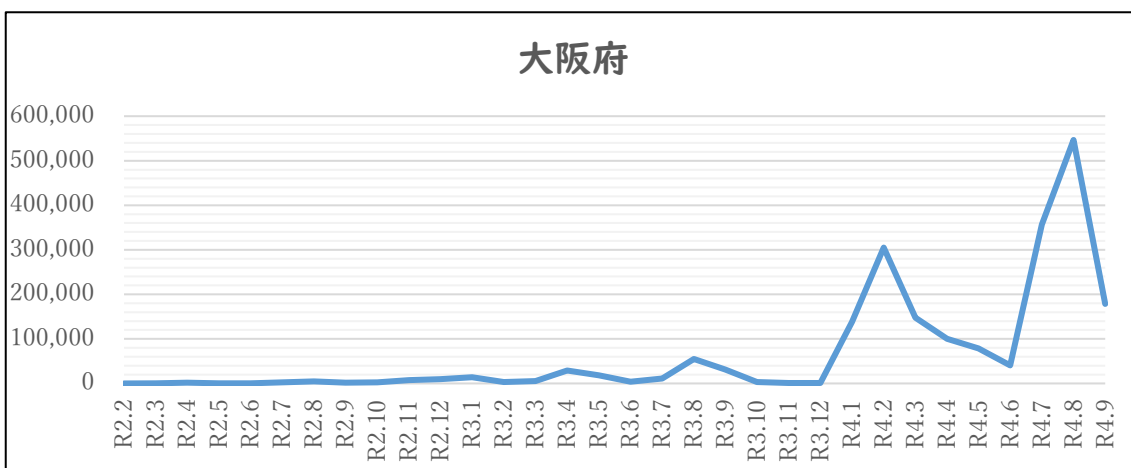
新型コロナウイルスは感染力が強い事や、頻繁にウイルスが変異する事、季節に関係なく感染拡大が起こることから、一度感染拡大が起きると容易に全国にまで拡大してしまうという特徴がある。

藤井寺市では令和2年3月に初めて感染者が確認された。以降徐々に増加しながら、第6波の令和4年2月には2,089人が感染、第7波の令和4年8月には3,404人（最大）の感染が確認された。（令和4年9月26日で患者発生 of 全数届出は終了）

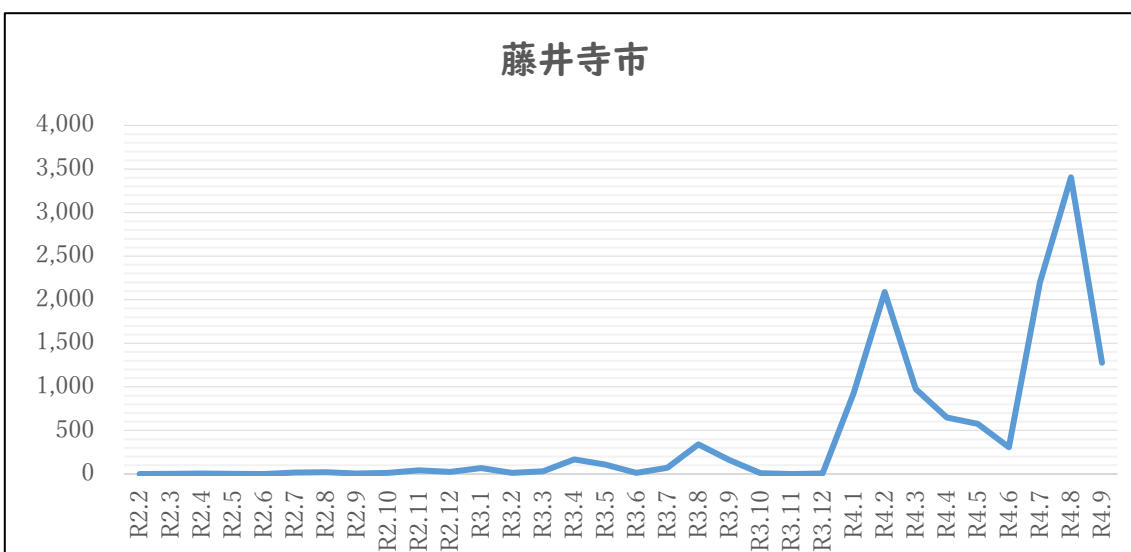
表 1. 全国・大阪府・藤井寺市における月ごとの新規陽性者数の推移 (R2.2~R4.9)



<厚生労働省 HP オープンデータより作成>



<厚生労働省 HP オープンデータより作成>



<藤井寺市 HP より作成>

3. 大阪府・藤井寺市の保健・医療分野の主な対策

図1 大阪府・藤井寺市の保健・医療分野の主な対策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ■第1波 ■第2波 ■検査体制・病床の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■第3波 ■第4波 ■第5波 <ul style="list-style-type: none"> ■災害級非常事態に向けた医療確保 ■ワクチン接種の推進 ■自宅療養者への支援強化 ■高齢患者への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■第6波 ■第7波 ■第8波 <ul style="list-style-type: none"> ■医療へのアクセス・オール医療体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■Withコロナ体制への転換
藤井寺市	<ul style="list-style-type: none"> ■対策本部会議 (R2.2.3~R5.5.1) ■発熱外来開設 <ul style="list-style-type: none"> ■広報・ホームページ・チラシ等を活用した新型コロナウイルス関連の啓発 ■集団検診・健診に係る感染予防対策 	<ul style="list-style-type: none"> ■公施設サーモモニター運用開始 ■新型コロナウイルスワクチン接種チーム設置 ■コールセンター開設 ■新型コロナウイルスワクチン接種事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■藤井寺市PCR検査センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者インフルエンザワクチン接種 (無償化) ■中3・高3相当インフルエンザワクチン接種 (無償化)

4. 各波における国・府の動向及び藤井寺市の主な取組

(1) 第1波(令和2.1.29~令和2.6.13)

■国・府

・新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定
・新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾患に位置づけ
・新型コロナウイルス感染症対策本部設立(国)
・緊急事態宣言(1)
・幼小中学校が一斉休校

■市の体制

・対策本部設置
・対策本部会議開催数 16回
・各課でシフト勤務を実施(～令和2年5月31日)

■市の主な取組

【感染症拡大対策】
・HPや各種SNSで情報発信【危機管理室】
・防災行政無線での情報発信【危機管理室】
・大阪府における感染拡大のステージ応じて本庁舎ライトアップ【危機管理室】
・高齢者インフルエンザワクチン接種費用の無償化【健康課】
・妊婦への布製及び不織布マスクの配付【健康課】
・布製マスクの配付【学校教育課】
・幼稚園休園中のこどもの居場所確保(預かり保育の実施)【保育幼稚園課】
・保育所・こども園への消毒液等の感染対策消耗品の配布【こども施設課】
・公共施設循環バス車内における、毎日の車内消毒及び一席空けることによるソーシャルディスタンスの確保【総務課】
【事業者支援】
・民間保育施設へ感染症対策にかかる経費を補助【保育幼稚園課】
・産後ケア事業者へ感染症対策のための消毒用アルコール配布
【生活者支援】
・幼小中臨時休業期間中における放課後児童会の開設【生涯学習課】
・臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担額助成事業【福祉総務課】

・新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料の減免【保険年金課】
・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金【保険年金課】
・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例【保険年金課】
・図書カード配付【学校教育課】
・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業【子育て支援課】
・地域子育て支援拠点における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付【子育て支援課】

(2) 第2波(令和2.6.14~令和2.10.9)

■国・府

- | |
|--------------------------------------|
| ・文部科学省が新型コロナウイルス感染患者への差別や中傷をなくす取組を実施 |
| ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)運用開始 |
| ・GoToトラベルキャンペーン開始 |

■市の体制

- | |
|--------------|
| ・対策本部会議開催数3回 |
|--------------|

■市の新たな取組

- | |
|---|
| 【感染症拡大対策】 |
| ・新型コロナウイルスに対応した避難所レイアウトの展示・啓発【危機管理室】 |
| ・保育所・こども園・幼稚園への消毒液等の感染対策消耗品の配布【こども施設課】 |
| ・市内LAN拡充工事【情報政策課】 |
| ・Web会議用端末調達事業【情報政策課】 |
| |
| 【事業者支援】 |
| ・所管課を通じて高齢者・障害者施設、商工会、市内商工事業者、自治会、医師会へマスクの配付【危機管理室】 |
| |
| 【生活者支援】 |
| ・放課後児童会保護者負担金、減免世帯外の負担額調整(減免及び半額)【生涯学習課】 |
| ・特別障害者手当等受給者への応援給付金支給事業【福祉総務課】 |
| ・健康課を通じて妊産婦用にマスクの配付【危機管理室】 |
| ・保育園や小中学校を通じて児童・園児へのマスクの配付【危機管理室】 |

(3) 第3波(令和2.10.10~令和3.2.28)

■国・府

- | |
|------------|
| ・医療非常事態宣言 |
| ・緊急事態宣言(2) |

■市の体制

- | |
|----------------|
| ・対策本部会議開催数 10回 |
|----------------|

■市の新たな取組

【感染症拡大対策】

- | |
|--------------------------------|
| ・市内公共施設にサーモモニターを設置【危機管理室】 |
| ・執務室及び公共施設への空気清浄機の設置【危機管理室】 |
| ・啓発用マグネットステッカーを広報1月号で配付【危機管理室】 |
| ・リモート環境拡張(無線環境構築)【情報政策課】 |
| ・リモート環境拡張(仮想基盤構築)【情報政策課】 |

【生活者支援】

- | |
|-----------------------------------|
| ・ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業<低所得世帯>【子育て支援課】 |
|-----------------------------------|

(4) 第4波(令和3.3.1~令和3.6.20)

■国・府

・アルファ株の感染拡大
・医療非常事態宣言
・緊急事態宣言(2)(3)
・まん延防止等重点措置

■市の体制

・対策本部会議開催数 8回

■市の新たな取組

【感染症拡大対策】
・新型コロナウイルス感染症関連情報コーナーを設置【危機管理室】
【事業者支援】
・令和2年度土師ノ里駅前駐輪場利益還元金の納付免除【まちとみどり保全課】
【生活者支援】
・子育て世帯生活支援特別給付金支給事業【子育て支援課】
・郵送貸出実施(利用者が費用負担)【図書館】

(5) 第5波(令和3.6.21~令和3.12.16)

■国・府

・デルタ株の感染拡大
・緊急事態宣言(4)
・濃厚接触者の待機期間短縮(14日→10日)

■市の体制

・対策本部会議開催数 7回

■市の新たな取組

【感染症拡大対策】
・各投票所、期日前投票所に感染対策物品を設置【選挙管理委員会事務局】
・子育て世帯等臨時特別支援給付金(先行給付金)支給事業【子育て支援課】
【生活者支援】
・PCR検査センター開設【危機管理室】
・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業【生活支援課】
・障害等の理由によりマスクをつけられない方への理解促進(HP掲載・カード配布)【福祉総務課】
【その他】
・医療従事者への感謝の気持ちを表すため、市立生涯学習センター(アイセルシュラホール)をブルーにライトアップ【協働人権課】
・「シトラスリボンプロジェクト」の啓発、市立生涯学習センター(アイセルシュラホール)をグリーンにライトアップ【協働人権課】

(6) 第6波(令和3.12.17~令和4.6.24)

■国・府

・オミクロン株(BA1・BA2)の感染拡大
・医療非常事態宣言
・まん延防止等重点措置
・濃厚接触者の待機期間短縮(10日→7日)

■市の体制

・対策本部会議開催数 10回

■市の新たな取組

【事業者支援】
・令和3年度土師ノ里駅前駐輪場利益還元金の納付免除【まちとみどり保全課】
【生活者支援】
・自宅療養者食品宅配サービス実施(令和3年度まで)【福祉総務課】
・子育て世帯等臨時特別支援給付金(住民税非課税世帯等)支給事業【生活支援課】
・子育て世帯等臨時特別支援給付金支給事業〈追加給付分・支援給付分〉【子育て支援課】
・妊婦への衛生品等購入のためのご当地WAONカード(1万円分)配布
・サテライトオフィス備品購入【情報政策課】
【その他】
・「コロナ差別をなくそう!」と題し、市広報紙に記事を掲載【協働人権課】

(7) 第7波(令和4.6.25~令和4.9.26)

■国・府

- | |
|--------------------------------|
| ・オミクロン株(BA4・BA5)の感染拡大 |
| ・濃厚接触者の待機期間短縮(7日→5日) |
| ・有症状者の療養期間短縮(10日→7日) |
| ・感染者数が全数把握から定点把握に見直し(R4.9.26~) |

■市の体制

- | |
|---------------|
| ・対策本部会議開催数 4回 |
|---------------|

(8) 第8波(令和4.9.27~令和5.5.8)

■国・府

・感染症法上の位置づけが2類から5類へ変更(R5.5.8~)

■市の体制

・対策本部会議開催数7回

・対策本部会議の廃止

■市の新たな取組

【感染症拡大対策】

・高齢者インフルエンザワクチン接種費用の無償化【健康課】

・中学3年生・高校3年生相当インフルエンザワクチン接種費用の無償化【健康課】
--

5. 藤井寺市新型コロナウイルス対策本部会議について

新型コロナウイルスの発生や二次感染を予防し、庁内関係機関が相互に連携を図り、総合的な対策を推進するために、令和2年2月3日に藤井寺市新型コロナウイルス対策本部を設置した。

【対策本部会議開催一覧】

回数	日程	主な内容
第1回	R2.2.18	・藤井寺保健所からの説明について
第2回	R2.2.19	・大阪府の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について」の対応策として、本市の方針を決定 ・当面、1か月間(3月20日まで)は以下のとおりとする。 1. 市主催の集会、イベント等について、原則、開催中止又は延期 団体等主催のイベント等については、開催中止又は延期のお願い 2. 業務に支障のない範囲での職員の時差出勤
第3回	R2.2.28	・学校園等の休業などの休業について 国の方針に基づき春休み(3/24)までの休業及び市内公共施設の臨時休館老人福祉センター(松水苑)(2/29~)
第4回	R2.3.2	・市内公共施設の臨時休館 史跡城山古墳ガイダンス棟「まほらしろやま」(3/4~) 市立生涯学習センター(アイセルシュラホール)(3/5~) 市民総合体育館(トレーニングルーム・卓球場含む)・心技館(3/5~) 市立図書館(3/5~)
第5回	R2.3.4	・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について、電話相談からのフローについて、本部員の方々への説明、確認
第6回	R2.3.6	・新型コロナウイルス感染症に関する保健所の対応について ・市民及び職員に陽性の判定及び濃厚接触者の認定あった場合のフローについて、本部員への説明、確認(連絡事項を含む)
第7回	R2.3.16	・市内公共施設の臨時休館延長「3/20」⇒「3/31」までに延長
第8回	R2.3.25	・市内公共施設の臨時休館延長「3/31」⇒「4/7」までに延長(イベント、集会等の開催、中止または延期のお願いを含む) ・各種公共料金の支払猶予、減免等について庁内で集約し、HP等へ掲載

第9回	R2.3.30	<ul style="list-style-type: none"> ・前日の市内居住者の感染発生についての情報共有
第10回	R2.4.3	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応においての消毒の徹底(1時間に1回以上 対応のたび) ・コロナの影響による事業中止等による影響調査の実施(財政面)
第11回	R2.4.8	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言を受け発熱時の出勤停止や3密の防止など(通知) ・イベント開催の自粛を要請 ・4/8~5/6 まで市内小中学校、市立幼稚園を臨時休校 ・防災無線を利用して市民への注意喚起
第12回	R2.4.10	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の交代制勤務(4/13~5/6) (2班に分ける運用)、在宅勤務の実施 ・新型コロナ禍での業務継続計画の策定 ・緊急事態宣言のチラシ作成 ・建築確認申請の郵送による申請開始(緊急事態宣言中) ・市内2例目の罹患者確認 ・国からの生活支援給付金事業の実施予定の情報入手
第13回	R2.4.30	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童会 5/10 まで休業延長(周知済み)
第14回	R2.5.6	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、幼稚園については 5/31 臨時休校を延長するが 5/11 移行段階的に登校日を設定する ・公共施設の臨時休館 イベントの中止は当面の間継続 ・シフト制勤務の実施(5/7~5/31) ・市民、事業者に対し市長メッセージ発出
第15回	R2.5.15	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設の臨時休館」について、一部の施設については準備が整い次第、部分的に再開の予定。(詳細は市HPに随時掲載予) ・保育所については、5月31日まで保育の提供の縮小を延長する。 ・小・中学校の夏季休業期間については、8月1日から8月16日までとする。 ・幼稚園の夏季休業期間は通常どおりとし、不足している出席数については2学期で土曜登園で対応する。 ・「市主催の集会・イベントの中止・延長」について、引き続き、当面の間継続する。
第16回	R2.5.22	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設の再開」について、原則準備が整い次第、再開する。(詳細は市HPに随時掲載予定) ・保育所については、6月1日より原則通常運営を再開する。 ・幼稚園、小中学校については、6月1日より段階的に再開する。

第17回	R2.7.21	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対応の避難所開設訓練について ・大量寄付マスクの配布の応援について
第18回	R2.9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等についての中止情報について
第19回	R2.9.18	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の資料共有
第20回	R2.10.21	<ul style="list-style-type: none"> ・松水苑のクラブ等活動再開
第21回	R2.11.12	<ul style="list-style-type: none"> ・イエローステージ(警戒)の対応方針に基づく要請等 ・老人福祉センター(松水苑)の現状について
第22回	R2.11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・市長よりクリスマス、年末年始にむけて感染防止のメッセージ発 出 ・イエローステージ(警戒)1⇒2へ移行
第23回	R2.12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・イエローステージ(警戒)2⇒レッドステージ(非常事態)1へ移 行 ・教育活動等について
第24回	R2.12.15	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドステージ(非常事態)1の継続について、決定される
第25回	R2.12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドステージ(非常事態)1の継続について、決定される ・年末年始は「ステイホーム」に努めること
第26回	R3.1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による「緊急事態宣言」の発出により、本日、本会議より特措 法に基づく対策本部会議に移行
第27回	R3.1.13	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドステージ(非常事態)2へ移行 ・市内各施設の開館時間短縮
第28回	R3.2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間の短縮についても大阪府の対応方針に基づき継続
第29回	R3.3.1	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドステージ2からイエローステージ2に移行 ・府民への要請の内容を変更 ・3/2より市施設の時短営業 解除
第30回	R3.3.29	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請を4月21日まで延長した上で、4月1日より 対象区域を大阪府全域に拡大
第31回	R3.4.2	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市外の飲食店等の営業時間は、午後9時までに短縮すること を要請(但し、酒類の提供は20時30分まで)
第32回	R3.4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・夜の会食の自粛 不要不急の外出。移動の自粛について職員へ 要請 ・大阪府におけるレッドステージへの移行が決定したため、ライトア ップの実施協力依頼
第33回	R3.4.15	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドステージ(非常事態)1⇒レッドステージ(非常事態)2へ移 行
第34回	R3.4.23	<ul style="list-style-type: none"> ・市民総合会館、スポーツ施設、市立生涯学習センター(アイセル シュラホール)、市立図書館について休館

第 35 回	R3.5.10	・緊急事態宣言を実施すべき期間が 5/31 まで延長
第 36 回	R3.5.31	・緊急事態宣言の延長に伴い、要請期間を6/20 まで延長 ・公共施設についての休館（～6/20）
第 37 回	R3.6.18	・「まん延防止等重点措置」区域における要請内容について、要請期間は 6/21 から 7/11 ・公共施設についての休館（～7/11）
第 38 回	R3.7.9	・「まん延防止等重点措置」区域における要請内容について、要請期間は 7/12 から 8/22 ・公共施設についての休館（～8/22）
第 39 回	R3.7.30	・緊急事態宣言（8/2～8/31）の発出に伴う大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、府民等への要請について決定 要請期間は8月2日から8月 31 日まで ・公共施設についての休館（～8/31） ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 改定
第 40 回	R3.8.18	・緊急事態宣言（8/2～8/31）の期間中であるが、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、府民等への要請について決定 要請期間は 8/20 から 9/12 まで延長 ・公共施設についての休館（～9/12）
第 41 回	R3.9.10	・緊急事態宣言（8/2～9/12）の期間中であるが、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、府民等への要請について決定 要請期間は 9/12 から 9/30 まで延長 ・公共施設についての休館（～9/30）
第 42 回	R3.9.29	・大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、「緊急事態宣言」解除後における要請内容について 要請期間は 10 月 1 日から 10 月 31 日まで ・公共施設についての休館（～10/31）
第 43 回	R3.10.21	・要請期間延長 要請期間は 10 月 25 日から 11 月 30 日まで ・公共施設の営業時間短縮の解除について 10 月 25 日から福祉会館、市立生涯学習センター（アイセルシュラホール）
第 44 回	R3.11.26	・要請期間延長 要請期間は 12 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 45 回	R3.12.23	・要請期間延長 要請期間は 1 月 1 日から 1 月 31 日まで
第 46 回	R3.12.24	・要請期間延長 要請期間は 12 月 24 日から 1 月 31 日まで ・「藤井寺市 PCR 検査センター」での無料検査の実施について（市独自事業） （実施期間 12/25 から無料検査所登録までの間）

第47回	R4.1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「警戒」への移行(黄色信号点灯)について1月8日(土)より「警戒」に移行
第48回	R4.1.24	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「非常事態」への移行(赤色信号点灯)について1月24日(月)より「非常事態」に移行 ・大阪モデル「非常事態」移行に伴い、高齢者施設(松水苑・生涯学習センターの一部・福社会館)の休館
第49回	R4.1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間延長 要請期間は1月27日から2月20日まで ・大阪市外の飲食店等の営業時間は、午後9時まで短縮することを要請(但し、酒類の提供は20時30分まで) ・公共施設についての営業時間短縮(1/27~2/20)
第50回	R4.2.18	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間延長 要請期間は2月21日から3月6日まで
第51回	R4.3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間延長 要請期間は3月7日から3月21日まで
第52回	R4.3.18	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示 ・要請期間延長 要請期間は3月22日から4月24日まで
第53回	R4.4.21	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間延長 要請期間は4月25日から5月22日まで ・3/29に「非常事態(赤信号)」解除の目安に到達。ただし、「年度替わりの集中警戒期間(3/22~4/24)」であることから、「非常事態(赤信号)」を継続 ・松水苑、シュラホールの一部、福社会館について感染対策したうえで再開
第54回	R4.5.18	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「警戒解除」への移行(緑色信号点灯)について5/23より「警戒解除」に移行(大阪モデル修正後) ・要請期間は5月23日から当面の間
第55回	R4.7.11	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「警戒」への移行(黄色信号点灯)について7/11より「警戒」に移行 ・要請期間は7月12日から当面の間
第56回	R4.7.27	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「非常事態」への移行(赤信号点灯)について7/27より「非常事態」に移行 ・要請期間は7/28ら8/27 ・核施設での運用制限(福社会館(条件付き利用可能)、松水苑(休館)、シュラホールの一部(利用停止))
第57回	R4.8.25	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間延長 要請期間は8月28日から9月27日まで
第58回	R4.9.14	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「警戒」へ移行(黄信号点灯)について9/14より「非常事態」から「警戒」に移行 ・府民等への要請期間は9月15日から当面の間

第59回	R4.10.11	<ul style="list-style-type: none"> ・10/11より大阪モデル「警戒」から「警戒解除」へ移行(緑信号点灯)
第60回	R4.11.8	<ul style="list-style-type: none"> ・11/8より大阪モデル「警戒」へ移行(黄信号点灯) ・市長より市民に対しメッセージ発出 ・要請期間は11月9日から当面の間
第61回	R4.12.26	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「非常事態」への移行(赤信号点灯)について12/26より「非常事態」に移行(赤信号を点灯) ・要請期間は12月27日から当面の間
第62回	R5.1.31	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪モデル「警戒」へ移行(黄信号点灯)について1/31より「非常事態」を解除し、「警戒」に移行 ・要請期間は2月1日から当面の間
第63回	R5.2.24	<ul style="list-style-type: none"> ・2月24日より大阪モデル「警戒解除」への移行(緑色信号点灯) ・要請期間は3月13日から5月7日まで (ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
第64回	R5.3.10	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における新型コロナウイルス感染予防にかかる基本的対策(通知)
第65回	R5.5.1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について(通知)

6. 医療提供体制の確保

(1) 医療体制の経過(藤井寺市立市民病院)

令和2年2月より保健所主体で発熱患者(濃厚接触者等のみ)の対応が行われ始めた。保健所との連携を図り、咽頭ぬぐいの検体採取など実施していた(検査は保健所経由でできなかった)

初期は、受診すべき患者のコントロールを保健所が行っており、保健所の要請に応じて、発熱外来(保健所依頼分のみ)をおこなっていたが、徐々に、受診患者、予約患者など発熱外来の枠を広げていった。

感染症者の入院に関しては、受け入れエリアを隔離するための工事等を行い、4月6日以降に受け入れ開始以後、受け入れた人数について増減はあったが、感染終息まで受け入れていた(軽症者のみ)

従来から、インフルエンザなどについても、一般患者と感染患者の導線の切り分けなどを行ってきたが、コロナ感染のように完全にエリアを分けての対応を行ったことが無かった為、試行錯誤しながらの対応となった。どうしても感染病床等を持っていない病院で隔離政策が必要となると、今後も通常患者を受け入れている以上問題は発生すると思うが、今回の対応で一定ノウハウが蓄積されているので今後の医療体制構築の参考になると考える。

(2) 医療体制の経過(休日急病診療所)

新型コロナウイルスが流行し始めた令和2年度は、通常時(年末年始以外)の診療において、発熱患者に対して医師による電話での問診や診察のみの対応を取っていたが、市内医療機関のほとんどが休診となる12月31日から1月3日の4日間に限り、医師、看護師及び市職員を増員し、原則予約制で午後の2時間、新型コロナウイルス及びインフルエンザの抗原検査を実施した。実施方法としては、一般診療とは別で屋外に医師、看護師を配置し、ドライブスルー方式により鼻ぬぐいによる検査を実施。また、検査を終えた患者に円滑に薬を渡すことができるよう、藤井寺市医師会及び藤井寺市薬剤師会と協議の上、検査結果のパターンごとにあらかじめ複数種類の薬を詰め合わせたパッケージを作成し、待ち時間を減らすことで患者の負担軽減を図った。

令和3年度は2年度と同様、通常時は検査を実施せず、年始(1月1日~3日)のみ一般診療と並行して抗原検査を実施した(12月29日から31日は市民病院で発熱外来を実施)。自家用車で来所した患者については窓越しに車内で検体を採取し、自家用車以外で来所した患者については一般診療と動線を分けた上で、屋内で検査を実施。

令和4年度に入り、それまでの感染拡大の波を上回る第7波が到来したことから、冬のインフルエンザとの同時流行や第8波の到来に備え、大阪府から休日急病診療所等の発熱外来体制の整備の要請が発出された。大阪府からの要請に応じ、屋外テントの設置等による非発熱患者との動線分離やスタッフの増員を図ること等により発熱外来体制を整え、12月11日から翌年1月15日までの期間、臨時発熱外来を開設し、一般診療と並行して発熱患者の診療・検査を実施。臨時発熱外来では、発熱患者とスタッフとの接触回数を減らすとともに、業務の効率化を図るため、検査の際に事前に一定額の医療費を一時金として預かり、診療終了後に精算する方法に変更し、発熱患者との医療費のやり取りを簡略化した。

臨時発熱外来終了後は一般診療のみの体制に戻し診療を実施していたが、令和5年5月8日付けて新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類相当から5類へ引き下げられたことに伴い、5月21日より発熱患者の診療を再開。午前を一般診療（2階で実施）、午後を発熱診療（予約制・1階で実施）とし、発熱患者と非発熱患者の動線を分離し診療・検査を行った。

その後、患者数や新たな変異株の発生状況、スタッフの動線等を勘案し、藤井寺市医師会と協議の上、6月25日以降は「午後からの予約制」を継続しつつ、2階の一般診療とは異なる部屋で発熱診療を実施する体制に変更。

以後、令和6年6月まで上記診療体制を継続したが、新型コロナウイルスの流行が落ち着いたことを踏まえ、7月より予約制及び診療時間の区分けを廃止し、新型コロナウイルス流行前の体制に近い形で診療を実施。

(3) 大阪府藤井寺保健所より聴取した意見・課題など

<大阪府および藤井寺保健所における対応>

・検査について

当初は、国の方針に基づき保健所で受診調整、検査機関への検体搬送を実施。保健所では検査体制の拡充のため、管内医師会の協力を得てドライブスルー方式による検体採取や検査課での検査を行った。患者の増加に伴い、保健所業務がひっ迫したため、大阪府は保健所を経由せずに地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターを各保健所圏域で設置、診療・検査医療機関の指定、高齢者施設のクラスター発生防止を目的とした高齢者施設等スマホ検査センターや全数検査・フォローアップ検査、全ての診療・検査医療機関の公表による患者集中の緩和等、検査体制等を拡充した。

・入院・病床の確保について

入院調整については、当初は保健所が行っていたが、のちに府が広域的に医療療養体制を整備することになり、入院フォローアップセンターが設置されたため、保健所は、府と連携し入院調整等を行った。

病床確保については、医療機関の感染管理、資材・設備の不足、医療機能の役割分担の

未整理等の課題に対し、保健所は、資材の配布、研修や会議等において院内感染対策に関する啓発周知を行った。

・今後の課題

①平時の備え

「大阪府新型コロナウイルス等対策行動計画(第2版)」、感染症法に基づき、平時から、都道府県と医療機関とでその機能・役割を確認した上で、医療提供の分担・確保に係る協定(医療措置協定)を締結し、感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保していく。

②情報発信

有事においては、府民が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的府への一元化により迅速化、また偽・誤情報への対応をしていく。

・意見

新型コロナウイルス感染症においては、様々な情報が錯綜し、不安とともに、医療関係者や患者を対象に偏見・差別等が発生した。そのため、平時から府民等に対し、感染症対策等に関する情報提供・共有を通じて感染症危機に対する理解を深める必要がある。

7. 保健衛生の取組及び評価

(1) 保健衛生の取組

- 感染拡大防止対策の啓発、感染症に関する情報提供・周知活動
- ・広報やホームページでの情報提供

新型コロナウイルス関連情報

問合せ 藤井寺市新型コロナウイルス対策本部事務局(健康課) ☎939・1112

効果的な感染症対策は？

まずは、一般的な感染症予防や健康増進を心がけてください。

具体的には、石けんによる手洗いや手消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避けてください。また、十分な換気をとることも重要です。

園内での互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときはご注意ください。

- ・手洗い
 - ドノブや電卓のつり差など様々なものに触れることにより、自分の手にウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに手洗いをします。
- ・普段の健康管理
 - 普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を中心に行き、免疫力を高めておきます。
- ・適度な湿度を保持
 - 空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすいうち室内では加湿器などを使って、適切な湿度(50～60%)を保ちます。

ほかの人にうつさないために

3つの咳エチケット

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュペーパーや流水で手を洗う

咳で口・鼻を覆う

電卓や鍵盤、学校など人が集まる場所でも忘れずに行いましょう。

マスクが顔に密着

マスクが顔から離れる

マスクが顔から離れる

咳やくしゃみをするときは必ずマスクを着用し、咳やくしゃみを手で押さえるのはNGです。

出典：厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症とは

コロナウイルスとは？

これまでに、人に感染する「コロナウイルス」は、7種類が知られており、その中の一つが、昨年12月以降に感染とされている、いわゆる新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)です。このうち4種類のウイルスは、一般的な鳥類の感染の10～15%（流行率は35%）を占め、多くは軽症です。残りの3種類のウイルスは、2002年に発生した「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年に発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」です。

コロナウイルスはあらゆる動物に感染しますが、種類の違うほかの動物に感染することは稀です。また、アルコール消毒(70%)などで感染力を失うことが知られています。

どうやって感染するの？

現時点では、飛沫感染と接触感染が考えられます。

①飛沫感染：感染者の咳やくしゃみ、痰、つばなどと一緒のウイルスが放出され、ほかの方がそのウイルスを口・鼻から吸い込んで感染します。

②接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で拭いた後、自分の手で同じものに触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者と直接接触しなくても感染します。

相談や受診の目安は？

次のいずれかに該当する場合は、新型コロナウイルス受診相談センター(保健室・接点者相談センター)にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている(高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

<新型コロナウイルス受診相談センター>

藤井寺保健所 ☎955・4181
☎939・6479

※土・日曜日、祝日を含まず24時間対応しています。

そのほかの相談窓口

新型コロナウイルスに関すること、感染症の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などについての相談はこちら。

- 府民向け相談窓口 受付時間 9時～18時
☎06・6944・8197
☎06・6944・7579
- 厚生労働省の電話相談窓口
受付時間 9時～21時
☎0120・565653(フリーダイヤル)

市への奇贈

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために

- ・マスク10,000枚
- ・消毒用アルコール400ℓ(株式会社 敬田)

※マスクは、市内の商業施設管理・消毒用アルコールは、市内の保健所管理・配布させていただきます。

新型コロナウイルス関連のデマなど不確実な情報に注意しましょう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、様々な情報がインターネットなどで流れています。中には事実と異なる情報も混ざっています。また感染した人やその家族、知り合っている企業関係者、海外からの帰国者や外国人に対し、誤った情報や偏見に基づいた不当な言動や差別、いじめなどはあってはなりません。市役所のホームページ上には、匿名でお問い合わせする正確な情報に基づき、非営利で活動いたします。不確実な情報に惑わされることのないよう注意してください。

新型コロナウイルス拡大予防の取り組み

市では、新型コロナウイルスについて、市民の皆さんや関係団体の皆さんへの発信などにより、その発生や二次感染を予防し、感染拡大の連鎖を断り、総合的な対策を実施するとして、令和2年3月31日に「藤井寺市新型コロナウイルス対策本部」を設置しました。

これまでの取組

- ・市内の小・中学校、幼稚園の臨時の休校・休園
- ・市主催の集會・イベントなどの開催中止又は延期
- ・公共施設の休館等
- ・3月16日に隣市に同知事本部を設置し、休校期間を3月20日(水)31日まで延長することを決定しました。
- ・4月以降につきましては、ホームページなどを活用ください。大変ご不便をおかけしますが、ご理解をいただいておりますようお願いいたします。

② 広報誌「いづみ」で2020年4月号

③ 広報誌「いづみ」で2020年4月号

藤井寺市からのお知らせ

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の感染症の一種です。発熱やのどの痛み、咳が重く続く(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)といわれています。新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の咳やくしゃみ、痰、つばなどと一緒のウイルスが放出され、ほかの方がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で拭いた後、その手で触ったものに触れるとウイルスが付きまわります。ほかの方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると接触感染します。

重症化すると肺炎となり、死に至る確率も高くなるので注意しましょう。

特に高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性があります。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付きまわります。咳やくしゃみでほかの方に感染をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

高齢者や病弱者がある方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「保健室・接点者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患などのある方は、上の症状が2日程度続く場合はセンターで相談の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合には、専門の「保健室・接点者外来」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

藤井寺市長の皆さんの保健室・接点者相談センター

藤井寺保健所 ☎955・4181 ※土・日曜日、祝日を含む24時間対応

FAX番号072-939-6479 ※2月20日現在

(保健所代表番号のため、新型コロナウイルスの件でお伝えください)

一般的なお問い合わせなどはこちら

そのほか、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

府民向け相談窓口 電話番号06-6944-8197 FAX番号06-6944-7579
受付時間 9時～18時(土・日曜日、祝日も実施)

藤井寺市新型コロナウイルス対策本部 事務局 健康課 電話072-939-1112

○妊婦へのマスク配布

・令和2年4月より妊婦に使い捨てマスクを送付し、相談窓口等の情報も同封した。



**藤井寺市民の妊婦のみなさまへ
使い捨てマスクをお届けします**

感染が妊婦に与える影響
現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊婦していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

日頃の感染予防
一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。①密閉空間、②密集場所、③密接場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所を避けてください。

◆ 一般的な注意点

- 手洗いを徹底してください。また、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なるような場所を避けてください。
- 家庭内に感染疑いのある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。また、タオルや食器の共用は避けてください。

◆ 発熱などがある場合

- 妊婦の方で、発熱の症状が37.5度以上の発熱が2日連続続く方、咳いだるさ（痰の色）や悪寒しる（汗が冷たい）がある場合は、早めに保健室・接産者相談センターにご相談ください。電話番号：06-7166-9911
＜妊婦健診の受診について＞
- 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した方、ご家族に感染疑いのある方がおられる場合は、妊婦健診受診前にかかりつけ産科医療機関に電話でご相談ください。

※ 妊娠中、心配なことがありましたら、医療機関や市役所健康課にご相談ください。
※ なお今後、厚生労働省からの布製マスクが到着次第、妊婦の方に順次の手配ですが、希望されない方はご連絡ください。
藤井寺市健康課 電話番号：072-939-1112

厚生労働省
【新型コロナウイルスに関するQ&A】
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa/kenkou/kenkou_00001.html
一部は個人と個人との感染
【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について 妊婦中の方に対する対応に関するQ&A（臨時版）】
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa/kenkou/kenkou_00001.html
※なお、このウェブサイトは、令和2年4月1日現在の情報や考えをもとに作成しています。状況が変化した場合は、随時更新いたします。
※新型コロナウイルスに関する情報は、藤井寺市及び上記のホームページ等をご覧ください。

2020年5月1日版

○健診（検診）事業での感染防止対策

- ・保健センター・休日急病診療所の施設・備品を抗菌・抗ウイルス剤でコーティング実施
- ・R2.3～R2.5 健診（検診）・各種教室を中止。（一部の健診は感染予防対策を実施して実施）また、3～5 月中止の 4 か月児健診及び幼児歯科健診は個別健診にて医療機関で実施。健診再開後は、会場のレイアウトの変更、密を避けるため来場時間を区切る、換気・消毒、マスク・フェイスシールドの着用、事業担当者の体調管理の徹底（事前の体温測定等）の対策講じて実施した。

～新型コロナウイルス感染症対策のために～

**3月の
乳幼児健康診査は
中止します**

以下の健診は実施しません。

- ☆3月13日(金)3歳6か月児健診
- ☆3月16日(月)1歳6か月児健診
- ☆3月17日(火)すくすく健診

なお今後の実施につきましては、あらためて郵送、ホームページ・子育てアプリへの掲載にて、ご案内をいたしますのでよろしくお願いたします。
お子さんのことなど、何かご相談がありましたら、下記までお気軽にお電話ください。

【連絡先】藤井寺市健康課
藤井寺市岡 1-1-1
電話：072-939-1112
* 平日（月～金）9：00～17：30

○インフルエンザワクチン定期接種(無償化)

新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐため、自己負担無しで実施した。

・高齢者

R2 年度実績:接種者数 12,813 人、接種率 70.2%

R4 年度実績:接種者数 11,870 人、接種率 65.5%

・中学 3 年生・高校 3 年生相当

R4 年度実績:接種者数 431 人、接種率 34.9%

(2) 藤井寺市 PCR 検査センター事業

・概要

○開設期間 令和 3 年 11 月 1 日～令和 5 年 3 月 29 日

※令和 3 年 11 月～令和 4 年 1 月中旬までは月、水、土のみ営業

※令和 4 年 1 月中旬～令和 4 年 7 月までは月、水、土、日で営業

※令和 4 年 8 月～令和 5 年 3 月までは木以外営業

○開設場所 市民総合会館本館

○1 日の検査数 上限なし

○予約方法 専用サイトまたはコールセンター

○検査体制 業者委託により実施

○実績 ・PCR 検査:19565 件 ・抗原定性検査:3881 件

○予算 ・備品購入費(設備関連):329,058 円

・運営負担金:3,155,127 円(令和 3 年 11 月～令和 4 年 1 月)

・運営負担金:987,500 円(令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月)

・検査について

○PCR 検査

受付 → 検体採取 → 提携医療機関での検査 → 検査結果を受検者にメールで通知 → 提携医療機関から受検者に連絡し、オンライン診断 → 提携医療機関から所管保健所へ発生届の提出 → 発生届の提出後、対応完了を市に報告

○抗原定性検査

委託業者にて実施

・評価

PCR 検査センターの開設により、感染者数の減少に対して直接的に効果があったことを示す数字は無いが、藤井寺市民や他市市民を含めて約 23,000 人が日常生活における安心感を得るためや、経済活動への参加を目的として検査を受検し、検査結果に応じて経済活動への参加や活動の自粛をするなどの判断の一助となった。

・平時から取り組むべき事項

手洗いや手指消毒など、基本的な感染症対策の徹底の周知

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種事業と評価

①概要

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと市町村が実施主体として実施した。新型コロナウイルスワクチン接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、既存の接種類型とは異なるものとして開始された。

市では令和3年1月29日(金)～2月7日(日)に、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する市民意識調査としてLINEアンケート調査を実施し、調査結果を接種体制の準備、整備の参考にした。

アンケート結果では「すぐに接種したい」が 27%であった一方、「様子を見てから接種したい」が 57%あり、すぐに接種をしない理由としては「副反応が怖い」が 61.8%と、接種に不安を抱えている方が多いことが窺えた。



藤井寺市におけるワクチン接種を迅速に開始するため、令和3年3月1日、市内に新型コロナウイルスワクチン接種チーム（以下、「チーム」という。）が設置され、同年3月19日には新型コロナワクチン接種コールセンターを開設した。

チームは大阪府、市医師会、市薬剤師会、市内の病院等の関係機関と調整し、新型コロナウイルスワクチン接種体制を構築した。

令和3年4月には市民意識調査の結果も考慮し、藤井寺市新型コロナワクチン接種実施計画を策定し、計画に基づき同年5月より市民への本格接種を開始した。

ワクチン接種は、市内の特設会場での集団接種と、かかりつけ医による市内の医療機関による個別接種、高齢者施設などによる施設接種を組み合わせ実施した。

集団接種では市医師会、医療法人ラポール会、市民病院、市薬剤師会、府看護協会に協力をいただきました。チーム以外の市職員も業務に従事し、多い時には1日1,000人以上の市民にワクチンを接種した。

また、集団接種の予約方法や、接種当日の流れ等をYouTubeで配信した。

ワクチン接種を控えた市民の皆さんへ 予約や接種当日の注意点をまとめた動画を公開中

市公式YouTubeチャンネル「フジイデラテレビ」で公開しています。QRコードからアクセスできます。

▶予約編  

▶当日編  

接種対象者には接種券を個別送付し、接種方法やワクチンの効果と副反応についてのチラシなどを同封して通知した。ワクチン接種の予約方法は集団接種についてはWeb+コールセンター、個別接種は当初直接医療機関への予約であったが、医療機関に予約が殺到したため、個別接種についてもWebやコールセンターでの予約体制を構築し、ワクチン接種予約の利便性、円滑な接種業務を行うための対応を行い、計画に沿ったワクチン接種を進めることができた。

②集団接種

会場：藤井寺市立総合体育館・心技館

期間：令和3年5月12日～令和5年10月21日

回数：172回

実績：延 62,487人

③個別接種

市内協力医療機関:40 か所

期間:令和3年5月~令和6年3月31日

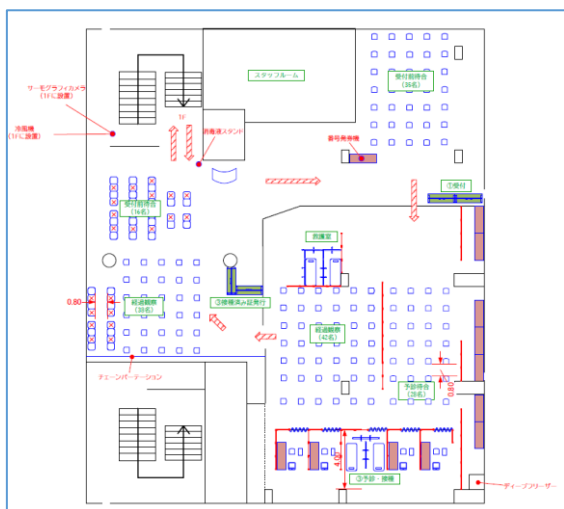
④ワクチンの確保・保管など

新型コロナウイルスワクチンは国がワクチンや必要機材を確保したうえで、自治体の人口や使用実績等により、市町村に供給された。チームは国より供給されたワクチンをデュープフリーザー等で保管・管理し、ワクチンを定期的に各接種機関に配送した。

また、接種開始当初はワクチンの供給が十分ではなく、市職員に呼びかけキャンセル待ちリストを作成し、接種キャンセルがあった場合、リストに掲載の市職員に接種するなどワクチン廃棄の防止に努めた。

令和4年3月14日、市役所庁舎内で保管していた武田/モデルナ社のワクチンについて、保管用の冷凍庫の温度が一時的に上昇し、616バイアル(4290回分)を廃棄する事案が起きた。ワクチンは複数の冷凍庫で保管していたため、接種体制への影響はなかったが、市ホームページで市民の周知と、報道提供を実施した。

集団接種会場レイアウト



藤井寺市 NEWS RELEASE

令和4年3月16日
報道関係者 各位
大阪府藤井寺市

武田/モデルナ社ワクチンの廃棄について

令和4年3月14日(月)に、藤井寺市庁舎において、ワクチン保存用の冷凍庫に保管していた「武田/モデルナ社ワクチン」が、適正な温度で保管されていないことが判明し、616バイアル(9,240回相当分)のワクチンについて、安全性を考慮し、使用せずに廃棄を行いました。別の冷凍庫に保管しているワクチンにより対応が可能なことから、市民の皆様への今後の接種に影響はございません。

1. 発生日時
令和4年3月14日(月) 午後1時40分頃

2. 発生場所
藤井寺市庁舎内

3. 発生状況
令和4年3月14日(月)に武田/モデルナ社ワクチンの入荷があったため、本市職員2名と入荷業者が、ワクチン保存用の冷凍庫に入れようとしたところ、冷凍庫から水が漏れていることに気づき、冷凍庫の中を確認したところ、内部に霧が発生し、ワクチンのパッケージ(箱製)も水が染みこんでいる状態であったことから、庫内の温度が上昇していたことが判明しました。当該冷凍庫の設置場所は指定されており、停電に対応するための予備電源も確保していました。また、発め忘れを防止するため、発給の確認は複数の職員により行っています。何らかの不具合により一時的に温度が上昇したと思われるので、現在、冷凍庫の製造業者において調査を行っています。

4. 再発防止策
これまで職員が定期的に冷凍庫の確認を行っていましたが、今回は、温度データのチェックをこれまで以上に実施し、保管の管理監督を徹底し、再発防止に努めます。

【本件に関するお問い合わせ先】
大阪府藤井寺市
健康福祉部健康課 新型コロナウイルスワクチン接種チーム
TEL: 072-939-1111
E-MAIL: korikou@city.fujidera.lg.jp

⑤ 広報・相談体制

市広報や市ホームページ(特設ページ)において、ワクチン接種の広報を実施、相談体制についてはコールセンターを開設し対応した。

⑥ 新型コロナウイルスワクチン接種事業の評価

- ・国からのワクチンの割り当ては直前にならないと分からない状況が続き、スムーズな接種体制の確保困難であったが、ワクチンが不足する場合は、府や近隣市と融通しあつて接種計画に基づいて接種を推進することができた。
- ・ワクチンの供給量については、国・府市町村との情報共有を速やかにできる体制が必要である。
- ・接種の優先順位については、国の方針に基づき高齢者、基礎疾患を有する重症化リスクの高い方及び医療・介護などの社会経済活動に不可欠な業種の従事者などを考慮した。
- ・市役所でのワクチン管理については、温度管理に注意を払う必要があった。温度監視システムや、蓄電池を使用することで対応した。
- ・市役所から各医療機関へワクチンを配送する際は、ワクチンを安全に運ぶために配送ルートを複数準備し、ワクチンを短時間で医療機関に配送できた。
- ・集団接種では、市民へのアンケートで「土・日曜日」の接種を希望する声が多かったので、土曜日・日曜日を中心に接種日を設定することで、多くの方に接種してもらえた。
- ・個別接種では、市内の多くの医療機関に協力いただけた。接種開始当初は予約が医療機関に殺到し、医療機関の通常業務ができない状況となったが、途中から市が代行予約をすることで解消できた。
- ・接種予約では、高齢者は Web の操作方法に不慣れな方が多く、耳が聞こえにくいいため電話対応が難しい等、来庁で予約される方もおられた。また外国人の方で日本語があまり話せない方の多くも来庁で予約する方が多かった。今後はより簡易な Web 操作や外国語対応で予約できるシステムの構築が必要である。

8. 高齢者施設の取組及び評価

(1) 臨時休館等の対応【老人福祉センター（松水苑）】

・概要

休館、再開の基準については、感染拡大状況、医療供給体制のひっ迫状況を大阪府が独自に指標・基準を設定し、モニタリングしている「大阪モデル」を参考とし、この中で「非常事態（赤色信号）」と判断されている間は休館とした。

・評価

利用者に感染拡大や大きな混乱はなく概ね良好であった。

・平時から取り組むべき事項

館内スタッフへの定期的な研修
指定管理者と市との密な情報共有

(2) 感染拡大防止対策【老人福祉センター（松水苑）】

・概要

令和2年6月1日（月）から機能回復訓練室のみ解放
令和2年10月21日（水）から一般利用・クラブ活動を再開（制限あり）
検温やマスク着用、手指消毒、換気を徹底し、各部屋の定員設定や滞在可能時間など、一部利用制限を行った。

・評価

利用者に感染拡大や大きな混乱はなく概ね良好であった。

・平時から取り組むべき事項

館内スタッフへの定期的な研修
指定管理者と市との密な情報共有

(3) 高齢者対象のイベント、行事への対応

・概要

事業開催の基準については、感染拡大状況、医療供給体制の逼迫状況を大阪府が独自に指標・基準を設定し、モニタリングしている「大阪モデル」を参考とし、この中で「非常事態（赤色信号）」と判断されている間は中止とした。

月1回イオン藤井寺ショッピングセンターで開催している「ええとこふじいでら♪体操 in イオン」は令和4年4月、7月、8月、令和5年1月中止

・評価

利用者に感染拡大や大きな混乱はなく概ね良好であった。

・平時から取り組むべき事項

イオン藤井寺ショッピングセンター担当者との情報共有

9. 障害者施設の取組及び評価

(1) 障害者施設における感染拡大防止対策

■施設①【施設名：障害者地域生活支援センターわっと】

・概要

令和2年4月14日に、特措法第24条第9号に基づき、委託事業法人に対し適切な感染防止対策及び利用者への利用自粛の呼びかけを要請。
また、法人職員や利用者により陽性患者もしくは濃厚接触者が発生した場合は、福祉総務課へ連絡するよう依頼。

・評価

要請に従い、適切な対応を行っていた。

・平時から取り組むべき事項

職員や利用者の健康管理
市との適切なコミュニケーション

■施設②【施設名：NPO法人のぎく】

・概要

令和2年4月14日に、特措法第24条第9号に基づき、委託事業法人に対し適切な感染防止対策及び利用者への利用自粛の呼びかけを要請。
また、法人職員や利用者により陽性患者もしくは濃厚接触者が発生した場合は、福祉総務課へ連絡するよう依頼。
加えて、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、検温を行うよう要請。

・評価

要請に従い、適切に感染対策を行っていた。

・平時から取り組むべき事項

職員や利用者の健康管理
市との適切なコミュニケーション
災害時の対策を兼ねたマスクや石鹼の備蓄

■施設③【施設名：ふれあい支援センター】

・概要

令和2年4月14日に、特措法第24条第9号に基づき、委託事業法人に対し適切な感染防止対策及び利用者への利用自粛の呼びかけを要請。
また、法人職員や利用者により陽性患者もしくは濃厚接触者が発生した場合は、福祉総務課へ連絡するよう依頼。

・評価

要請に従い、適切な対応を行っていた。

・平時から取り組むべき事項

職員や利用者の健康管理
市との適切なコミュニケーション

(2) 障害者対象のイベント、行事への対応

・概要

ふれあいキャンペーン
障害者週間の啓発キャンペーンとして、障害者の事業所で作成したマスクを配布した。配布物は手渡しをせず、かごに入れたものを通行人に取ってもらうという方法を取った。
マスク、ゴム手袋着用で、呼びかけは録音したものを流して行った。

・評価

当時の状況に応じて、柔軟に対応しながらキャンペーンを行うことができた。

・平時から取り組むべき事項

啓発キャンペーン等による障害者の社会活動の周知

10. 次の大規模感染症に備えての教訓と課題

- ・第1波では未知のウイルスによる肺炎患者の増加、検査体制や治療方針がない、消毒薬や感染防御に係る消耗品等の枯渇、コロナ感染を確定するための検査体制が不十分なことが課題となった。

初期対応においては、自治体として、情報発信や感染拡大防止に対する人流の制御などが大きな目標となった。国や都道府県との連携を図り、必要な情報の取得、連携体制の構築などが重要視された。保健所の業務がひっ迫（麻痺）し連絡が取りにくくなるなど一局集中体制での反省から、都道府県と市町村、各医療機関での役割分担等について、事前に調整する必要がある。

- ・第2波では医療機関での病床への受け入れが困難となり、自宅療養や宿泊施設での隔離政策が本格始動し始めた。医療機関での受け入れ態勢強化策として色々な政策が実施されたが、受け入れ可能な医療機関でのキャパシティオーバーが起こるなど、不均等な医療体制がしばらく継続することが問題となった。また、人流抑制に対する社会活動への影響が本格化した。コロナ患者への差別的な行為や中傷に対する問題や消毒薬や感染防御に係る消耗品等の枯渇が続いた。

自宅での隔離者が多くなることに対し、日用品や食事配送の政策が実施され、感染リスクの高い場所についての自粛を要請されたが、社会活動を抑制した結果、観光業に打撃があったとして、GOTOトラベル事業を開始した（感染拡大防止と社会経済活動のバランスが問題）

- ・第3波以降、医療非常事態宣言が発出されるなど、病床確保体制がひっ迫した。その後検査体制が確立しだしてきたことから、より重症化しやすい方と自宅での隔離で済む方などのトリアージ体制が整い始めた。

- ・第4波以降、ワクチン接種を開始したがワクチン供給に関して正確な情報が無く、開始当初はワクチンが潤沢にないことや、ワクチンに関する健康被害の情報等が錯綜し、市民は不安から大混乱が生じた。安定したワクチンを供給するためのシステム構築と、ワクチンに関する正しい情報を発信し、デマや噂に惑わされないよう市民の情報リテラシーの向上に努めていく必要がある。

- ・第7波以降もウイルスの変異株が出ることで、感染のピーク時には医療体制がひっ迫するなどの影響あった。

- ・第8波以降社会活動が開始され始め、一時的に病床数がひっ迫するなどしたものの、この波を最後に感染症法5類へと移行し、コロナウイルス感染症に対しての一定の終息を迎えることとなった。

- ・新興感染症など、広域な感染拡大が起こった場合においては、いかに国や都道府県と連携を図り、情報を市民に提供し、感染拡大防止に寄与できるかが、市町村の役割と考える。

- ・来年度、藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂予定である。今後パンデミックが発生した時には、可能な限り感染拡大を防ぎ、市民の生命・健康を守る、また市民生活や経済活動に及ぼすことが少しでも減らせるよう、今回の検証結果を有効に活用していきたい。